# 投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2018.1.27

# ソフトバンク&SBIグループ株式ファンド

追加型投信/国内/株式







本ファンドには、上記以外のソフトバンク&SBIグループ企業株式も組入れています。

商品分類			属性区分			
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年1回	日本	ファミリー ファンド

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行うソフトバンク&SBIグループ株式ファンドの募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年1月26日に関東財務局長に提出しており、2018年1月27日にその効力が生じております。

- ■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等について は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- ■請求目論見書については販売会社にご請求いただけ れば当該販売会社を通じて交付いたします。
- ■販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その 旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ■ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、 投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に 投資者のご意向を確認いたします。
- ■投資信託の財産は、信託法によって受託会社において 分別管理されています。

#### 委託会社: SBIアセットマネジメント株式会社

(ファンドの運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第311号

設立年月日:1986年8月29日

資本金:4億20万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:2,839億23百万円

※2017年11月末現在

#### 受託会社:三井住友信託銀行株式会社

(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

#### <照会先>

# SBIアセットマネジメント株式会社

- ●ホームページ http://www.sbiam.co.jp/
- ●電 話 番 号 03-6229-0097 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

本ファンドは、ソフトバンク&SBIグループ株式・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

#### 投資対象

わが国の金融商品取引所の上場株式のうちソフトバンクグループ株式会社、SBIホールディングス株式会社及びそれらのグループ関連企業の株式(以下「ソフトバンク&SBIグループ株式」といいます。)\*を主な投資対象とする、マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。詳しくは後記の「ファンドの仕組み」をご参照ください。

※ソフトバンク&SBIグループ株式とは、①ソフトバンクグループ、SBIホールディングス、②「ソフトバンクグループまたはSBIホールディングスの連結子会社及び持分法適用関連会社」(以下「ソフトバンク、SBI関係会社」といいます。)、③「ソフトバンク、SBI関係会社の連結子会社及び持分法適用関連会社」(以下「ソフトバンク、SBI準関係会社」といいます。)及び④「ソフトバンク、SBI準関係会社の連結子会社及び持分法適用関連会社群」のうち、日本の株式市場に上場または、上場予定(上場日の確定しているもの)の企業をいい、有価証券報告書、四半期報告書及びこれらに準ずる公開情報に開示される企業を指します。

#### 投資方法

マザーファンドの運用は、下記の一定基準に基づき規則的な運用を行います。

#### ・組入比率

原則として、銘柄の組入比率は、組入銘柄の時価総額に比例して決定します。

ただし、1銘柄の組入比率は、100%を主要投資先(当該銘柄の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の概ね5%を上回るもの)の数で除した値を概ねの上限とします。上限により切捨てられた比率は、残りの銘柄に時価総額比例で再分配されます。再分配の結果、組入比率が上限を超える銘柄が出た場合は、この上限を超える部分を切捨て、切捨てた比率は再び残りの銘柄に時価総額比例で再分配されます。このルーチンを繰返して組入比率を決定します。

なお、2017年11月30日現在の主要投資先は2社であるため1銘柄の組入比率は「概ね50%を上限」となります。

#### ・組入比率の調整(リバランス)

銘柄の組入比率は原則として四半期ごとに見直しを行います。見直しにより、上記の組入比率の決定方法に したがって各銘柄の組入比率を再決定し、売買を行います。

#### ・新規銘柄組入れ

新たに株式市場に上場するソフトバンク&SBIグループ株式がある場合は、原則、新規公開入札(IPO)に参加する他、上場後3ヶ月以内に時価総額に応じた買付けを行います。

### ・原則として、高位に株式を組入れます。

ただし、資金動向、市場動向に急激な変化が生じたときや、グループ会社の定義等に大きな変更があったとき等やむを得ない場合には、組入比率が高位にならない可能性があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

## 投資フロー図

本ファンドの投資フローを図で示すと以下の通りです。

#### わが国の金融商品取引所に上場の ソフトバンクグループ、SBIホールディングス及びそれらのグループ関連企業

4571512

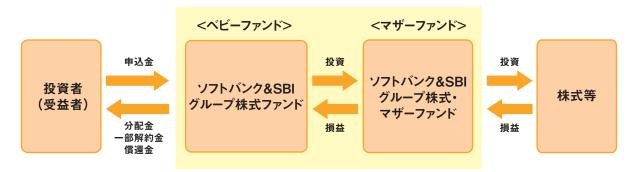


2017年11月末日時点での組入銘柄

※組入比率の上限は、原則四半期ごとのリバランス時のみ調整します。そのため、日々の組入比率は上限を超えることがあります。

## ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。 ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド (本ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマ ザーファンドで行う仕組みです。



#### 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。	
株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。	
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資は行いません。	

### 分配方針

毎決算時(毎年10月27日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

①分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益(繰越分及びマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)及び売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月



・上記は、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものでは ありません。分配金が支払われない場合もあります。

・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

# 投資リスク

#### ≪基準価額の変動要因≫

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式に投資を行います。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動し投資元本を割込むことがあります。特に、本ファンドは、ソフトバンク&SBIグループ株式に限定して投資を行いますので、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落するリスクがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

# 主な変動要因

信用リスク

投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、 株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

# その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を招えて行われる場合があります。
- 計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。 ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

# リスクの管理体制

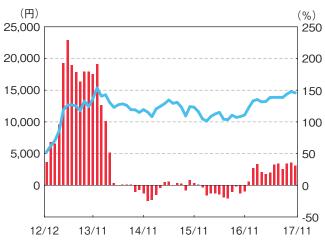
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

#### (参考情報)

rististististist

# ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

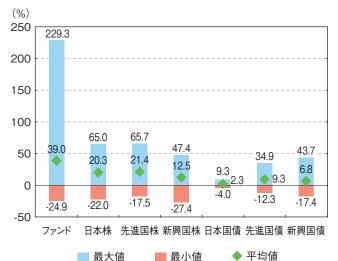
#### 2012年12月~2017年11月



#### ■ ファンドの年間騰落率(右軸) - 分配金再投資基準価額(左軸)

# ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド:2012年12月~2017年11月 代表的な資産クラス:2012年12月~2017年11月



- \*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近 1 年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- \*代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 〈代表的な資産クラスの指数〉

- ○日 本 株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- ○先進国株······ MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
- ○新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- ○日本国債·······NOMURA-BPI国債
- ○先進国債·······FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- ○新興国債········JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 〈著作権等について〉

- ○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- ○MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ○MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI inc.が開発した、世界の新興国の株式対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ○NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- ○FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

# 運用実績

(基準日:2017年11月30日)

# 基準価額・純資産の推移



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

# 主要な資産の状況(マザーファンド)

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

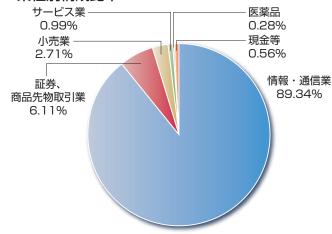
#### ≪組入上位10銘柄≫

	銘柄	業種	組入比率
1	ソフトバンクグループ	情報·通信業	48.81%
2	ヤフー	情報·通信業	39.89%
3	SBIホールディングス	証券、商品先物取引業	6.11%
4	アスクル	小売業	2.36%
5	ソフトバンク・テクノロジー	情報·通信業	0.57%
6	モーニングスター	サービス業	0.41%
7	バリューコマース	サービス業	0.36%
8	窪田製薬ホールディングス	医薬品	0.28%
9	ブックオフコーポレーション	小売業	0.25%
10	アイティメディア	サービス業	0.18%

# ≪構成比率≫

マザーファンド			
国内株式	99.44%		
現金等	0.56%		
純資産総額	100.00%		

#### ≪業種別構成比率≫



※比率は小数点第3位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

# 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。 ※2017年は11月末までの騰落率です。

# 

# 手続·手数料等

# お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額となります。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	原則として、購入申込受付日から起算して5営業日目までに販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額となります。 換金手数料はかかりません。
換金代金	換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	2018年1月27日(土)~2019年1月29日(火) ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(設定日:2005年10月28日)
繰 上 償 還	受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	毎年10月27日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書	ファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用 対象です。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。

## ファンドの費用

#### ■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入申込金額に3.24%(税込)を上限として販売会社が定める 手数料率を乗じて得た金額とします。詳細は販売会社にお問い 合わせください。

購入時の商品説明、情報 提供及び事務手続き等 にかかる対価

信託財産留保額

信託財産留保額はかかりません。

\_\_

#### ■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの日々の純資産総額に年0.9072%(税抜:年0.84%)を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記のとおりとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

運用管理費用(信託報酬)

信託報酬(運用管理費用)		年0.9072% (税抜:年0.84%)	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託 報酬率	
	委託会社	年0.432% (税抜:年0.40%)	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価	
内訳	販売会社	年0.432% (税抜:年0.40%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	
	受託会社	年0.0432% (税抜:年0.04%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実 行の対価	

その他の費用及び手数料

ファンドの監査費用、有価証券等の売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用等が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

※当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

# 税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時期	項目	税 金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

#### ※復興特別所得税を含みます。

- ・上記は2017年11月末現在のものです。税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。